

令和5年度東京都環境建築フォーラム

新築建物における自然災害への適応 ～レジリエントな建築物を目指して～

都からの情報提供

東京都 環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課

令和5年度東京都環境建築フォーラム



カーボンハーフの実現に向けた 建築物環境計画書制度の強化・拡充について

令和5（2023）年10月11日

●建築計画の段階から、建築主の環境に対する積極的な取組を誘導

- ・ 制度対象：延床面積2,000㎡以上※の建物を新築（新築・増築・改築）する建築主（年間約800件程度）
（延床面積2,000㎡未満の建築物も任意で計画書を提出可能）
- ・ 棟数ベースでは、新築建物（ビル・住宅）年間着工数の約2%であるが、延床面積ベースでは約5割を占める。

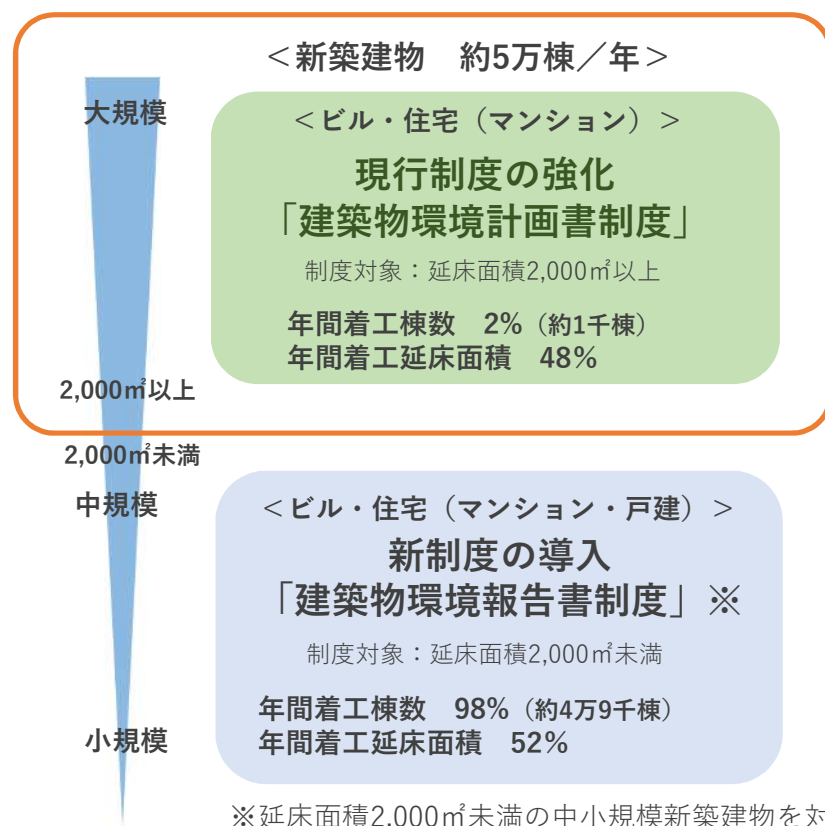
<制度概要>

- ・ 都が定める指針に基づき、**建築主に環境配慮の取組の内容と評価（3段階）を記載した計画書の提出を義務付け**。概要を都がHPで公表
- ・ 都が定める「**省エネルギー性能基準（断熱・省エネ）への適合**」や、「**再エネ利用（再エネ設置・再エネ電気調達）の検討**」を義務付け
- ・ マンションの販売等の広告に環境性能を示した「**マンション環境性能表示**」の表示を義務付け



分野	主な環境配慮事項
エネルギーの使用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい・断熱等 ○再生可能エネルギーの利用（自然採光や通風、太陽光発電、太陽光集熱器の設置等） ○省エネルギーシステム（設備システムの高効率化）
資源の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ○エコマテリアル（リサイクル材、木材等）利用 ○長寿命化等（躯体の劣化対策、更新の容易性等）
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○雨水浸透 ○敷地・建築物上の緑の量及び質（生態系への配慮等）の確保、良好な景観形成等
ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設備からの人工排熱対策 ○EV及びPHV用の充電設備の設置

- 延床面積で都内年間着工数の約5割を占める大規模建物は、新築全体に与える影響も大きく、環境性能を高めていくことが重要



※延床面積2,000㎡未満の中小規模新築建物を対象に「建築物環境報告書制度」を新設し、断熱・省エネ、再エネ設備の設置、ZEV充電設備の設置の義務付け等を行う。

＜制度強化の方向性＞

- ・断熱・省エネ性能、再エネ設置の**一層強化**
- ・再エネ設置は設置ポテンシャルを積極的に活かせるよう**義務付け**
- ・建物への設置だけでなく**再エネの調達（敷地外設置、再エネ電気購入）の取組も強力に誘導**
- ・低炭素資材等の活用や、防災、暑さ対策等への**適応力（レジリエンス）を積極的に評価**
- ・ZEV充電設備の設置を**義務付け**

建築物環境計画書制度の強化・拡充の概要（令和7年度施行）

省エネルギー性能基準の強化・新設（断熱・省エネ性能の措置義務）

- 住宅以外の用途は、基準を引き上げ
- 住宅用途は、基準を新設

再生可能エネルギー利用設備設置基準の新設（設置義務）

- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付け

$$\text{設置基準容量(kW)} = \text{建築面積(m}^2\text{)} \times \text{設置基準率} 5\% \times 0.15(\text{kW/m}^2)$$
- 設置ができないスペース（除外対象面積）を考慮するとともに、建物規模に応じた下限及び上限容量（緩和措置）を設定

電気自動車充電設備整備基準の新設（設置義務）

- 新築時の駐車場設置台数が一定数以上の建物に対し、充電設備や配管等の整備を義務付け

3段階評価、公表、表示の仕組みの強化・拡充

- 高いレベルにチャレンジする建築主の取組を評価するため、環境配慮の取組の3段階評価において、適応策や低炭素資材の調達などの新たな観点を加えた評価基準に強化・拡充
- 環境に配慮した建物が選択されるよう、建築主による環境性能の表示（マンション環境性能表示・環境性能評価書）の強化・拡充、都による公表情報の充実化

●高いレベルにチャレンジする建築主の取組を積極的に評価し、ゼロエミッションの実現に向けて一層の取組を誘導するため、評価基準（3段階評価）を、低炭素資材の調達や適応策などの新たな観点を加えた基準に見直し

【3段階評価の強化・拡充概要】 *具体的な評価基準の強化・拡充の内容は、参考資料を参照

エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	<ul style="list-style-type: none"> 断熱・省エネ・再エネ設置の各評価段階の引き上げ（性能基準・設置基準と連動） 建物のゼロエミ化に寄与する省エネ・再エネ（調達等含む）の統合的な評価を追加 ⇒ゼロエミ化に向けた積極的な取組を後押しする観点 遠隔管理・制御等を可能とする建物側の備えを評価する指標等の追加、評価水準の検討 ⇒高度エネマネの社会実装を後押しする観点
資源の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素資材（木材等）の利用、節水、建設に係るCO2排出量の把握、建設副産物（発生土等）のリサイクル・適正処分の取組を評価する指標等の追加 ⇒建物稼働時に加え、今後は、Embodied-carbonの削減にも寄与する取組の促進が重要
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 現行評価を生物多様性に配慮した緑化を評価する指標等へと再構成 ⇒生物多様性保全の取組を誘導する観点
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> 現行評価のヒートアイランド対策を継続するとともに、災害ハザードエリアを踏まえた対策、建物内避難場所や備蓄倉庫の整備、災害時用電源の確保、V2B・V2H設備の導入等を評価する指標等の追加 ⇒「緩和策」とともに「適応策」を両輪として推進することが重要

< 3段階評価について >

- 建築主は、当該建物、敷地における環境配慮措置の取組について、都が定める評価基準により評価する。
- 評価は上位から順に段階3、段階2、段階1と定めている。



※義務的水準が定められている項目の場合

【気候変動への適応】 強化・拡充後の評価項目

- 気候変動の影響への適応力及び強靱性を高める「適応策」に取り組んでいくため、評価項目を新設

< 現行の評価項目 >

ヒートアイランド現象の緩和	
区分	評価項目
ヒートアイランド現象の緩和	建築設備からの人工排熱対策 ※
	敷地と建築物の被覆対策
	風環境への配慮
	EV及びPHV用充電設備の設置

※住宅は評価対象外

< 強化・拡充後の評価項目 >

気候変動への適応		
区分	評価項目	方向性
ヒートアイランド対策	建物からの熱の影響の低減	継続（統合）
	EV及びPHV用充電設備の設置	強化

自然災害への適応	自然災害リスクの軽減及び回避	新規
	自然災害発生時の対応力向上	新規

【気候変動への適応】 強化・拡充後の評価項目（具体的な評価内容）

【強化・拡充後の評価項目（イメージ）】

評価項目		方向性	強化・拡充の具体的内容	CASBEE 連携※
ヒートアイランド 対策	建物からの熱の影響の 低減	強化 継続 (統合)	現行の①建築設備からの人工排熱の低減（一部強化）、②敷地と建築物の被覆対策、③風環境への配慮の建物から敷地外へ与える熱の影響に対応する3つの取組を統合し、引き続き、評価	一部○
	EV及びPHV用充電設 備の設置	強化	ZEV充電設備の設置基準の新設に合わせ、評価の水準を強化した上で、引き続き、排熱が少ない自動車の普及のために行う充電設備の設置に係る取組を評価	
自然災害への 適応	自然災害リスクの軽減 及び回避	新規	自然災害の激甚化を踏まえ、浸水リスクの把握及びその備え、内外水氾濫を軽減するための雨水流出抑制、自然災害に対する建物の強靱化の取組を新たに評価	一部○
	自然災害発生時の対応 力向上	新規	災害発生時の建物使用者や帰宅困難者の一時滞在等のため、建物機能を継続させるための設備や一時滞在施設の確保等、災害時の対応力向上の取組を新たに評価	

※本制度の取組評価を行う上で、CASBEE-建築（新築）の評価結果の活用（一部含む。）が可能な評価項目

【気候変動への適応】 自然災害への適応（自然災害リスクの軽減及び回避）

＜新たな基準のイメージ＞（住宅以外・住宅共通） 続き

	評価項目	点数
(1) 浸水被害への備え	次に掲げる①から③までのいずれにも適合すること※1。 ①建設地の想定最大浸水深※2を把握した上で、当該建物において対応する浸水深及び水防ラインを定め、浸水を防ぐための備えを行っている（ただし、地盤面から45cm以上※3の浸水を防ぐものであること）。 ②受変電設備、非常用発電機等の電気設備が想定最大浸水深以上の階高のフロアまたは想定最大浸水深以上の水防ラインを設ける場合には、当該水防の範囲内に設置されている。 ③当該建物に建物使用者（テナント、居住者等）が一時的に滞在する場所及び防災備蓄倉庫その他これに類するものを設置している場合、これらが想定最大浸水深以上の高さの階高のフロアまたは想定最大浸水深以上の水防ラインを設ける場合には、当該水防の範囲内に設置している。	3点
	点数3の①に掲げる事項に適合すること。	2点
	当該建物において対応する浸水深及び水防ラインを定め、当該浸水を防ぐための備えを行っていること（ただし、地盤面から45cm未満の浸水を防ぐものであること）。	1点
(2) 雨水流出抑制	雨水貯留又は雨水浸透の流出抑制施設※4の敷設により、次の①及び②に適合すること。 ①敷地面積1haあたり1000m ³ の流域対策量を確保している。 ②建設地の区市町村が雨水流出抑制に関する基準を定めている場合、当該基準の流域対策量を確保している。	2点
	雨水貯留又は雨水浸透の流出抑制施設※4の敷設により、次の①及び②に適合すること。 ①敷地面積1haあたり500m ³ の流域対策量を確保している。 ②建設地の区市町村が雨水流出抑制に関する基準を定めている場合、当該基準の流域対策量を確保している。	1点

※1 ハザードマップ等において内水及び外水氾濫による浸水が想定されない建設地である場合、点数3に示す事項に適合するものとする。

※2 自治体が公表するハザードマップ等の情報により、内水や外水氾濫による最大浸水深を確認する。

※3 想定最大浸水深（年超過確率1/1000以上の降雨を想定）が45cm以上であっても、一般的に発生しやすい床下浸水のレベルである45cmの水防ラインを設けることにより、想定最大よりも高頻度（年超過確率1/50など）で発生する水害に対応できる可能性が高く、3点及び2点の取組においてこれを評価する。

※4 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針や建設地の区市町村が定める基準による流出抑制施設を対象とする。

【気候変動への適応】 自然災害への適応（自然災害発生時の対応力向上）

＜新たな基準のイメージ＞（住宅以外・住宅共通） 続き

	評価項目	点数
(1) 災害時用の 自家発電設 備等の設置	次に掲げる①から③までのいずれにも適合すること。 ①系統電力の停電時に建物使用者（テナント、居住者等）が一時的に滞在する場所への電力供給（照明、コンセント）が可能な自家発電設備（再エネ発電設備を除く。）を備えている※1。 ②①の自家発電設備が、当該建物で定める防災計画やBCP等での計画を踏まえた発電出力であり、必要な当該設備の運転のための措置（燃料の保管場所確保等）※2を講じている。 ③当該建物及び敷地に再エネ発電設備又は蓄電池並びにV2B又はV2Hを設置し、系統電力の停電時に当該設備のいずれかから、建物使用者（テナント、居住者等）が一時的に滞在する場所へ電力供給が可能である。	3点
	点数3に掲げる①及び②、又は、①及び③に適合すること。	2点
	点数3に掲げる①又は③に適合すること。	1点
(2) 災害時の建 物機能維持 に係る事項	災害時の断水に備え、次の①から③までのいずれかに適合すること。 ①受水槽や貯水式給湯器等、断水時に水を使用することができる設備を備えている。 ②平常時に利用する雑用水を災害時にも利用できるシステムを備えている。 ③平常時に使用するトイレを災害時にも利用できるシステムを備えている。（住宅は共用部のみへの設置も可）。	2点
	災害時に空調及び換気設備が使用できない場合に備え、建物使用者（テナント、居住者等）が一時的に滞在する場所において、開閉可能な窓や換気口を備えていること。	1点
	当該建物で定める防災計画やBCP等での計画を踏まえ、建物使用者（テナント、居住者等）が一時的に滞在する場所及び防災備蓄倉庫を確保していること。	1点

※1 建物の延床面積が1万㎡未満の場合、建物規模を踏まえ、可搬型の自家発電設備も可とする。

※2 建物使用者（テナント、居住者等）の一時滞在場所を72時間程度稼働するために必要な措置。ただし、自家発電設備の72時間連続運転までは求めない。

【気候変動への適応】 自然災害への適応（自然災害発生時の対応力向上）

＜新たな基準のイメージ＞（住宅以外・住宅共通） 続き

	評価項目	点数
(3) 災害時の 地域貢献に 係る事項	<p>次の①から③までのいずれにも適合すること。</p> <p>①建物使用者（テナント、居住者等）以外の帰宅困難者のための一時滞在施設を設け、災害時使用について自治体と協定を締結している。</p> <p>②①の一時滞在施設の利用者のための防災備蓄倉庫を確保している。</p> <p>③①の一時滞在施設を72時間稼働するための自家発電設備及び必要な継続運転のための措置（燃料の保管場所確保等）※4を講じている。</p>	2点
	<p>建物使用者や地域住民、帰宅困難者等へ災害情報を提供するため、Wi-Fi等の通信手段の確保や、デジタルサイネージ、館内放送設備等の設備等を備えていること。</p>	1点

※4 一時滞在施設の運営に使用できるものであれば、「(1) 災害時用の自家発電設備等の設置」に掲げる自家発電設備と合算した発電出力とすることも可

■ 制度強化に関する告示の制定について

● 再生可能エネルギー利用設備設置基準

⇒ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第9条の3第2項及び同条第5項から第7項までの規定により知事が別に定める事項等

● 電気自動車充電設備整備基準

⇒ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第9条の4第2項の規定により知事が別に定める事項

(1) 用語

再生可能エネルギー発電設備、再エネ証書等、再生可能エネルギー利用設備設置基準に関する用語を定義する。

(2) 太陽光発電設備の設置が困難な屋根の部分

設置可能面積から除外することができる部分を定める。

(3) 知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備

当該設備による再生可能エネルギーの利用の量と同程度の量において太陽光発電設備の設置とみなす設備について定める。

(4) 特定建築物及びその敷地以外への再生可能エネルギー発電設備の設置

対象となる設備の要件等について定める。

(5) 特定建築物及びその敷地における再生可能エネルギーの利用に係る措置

措置が可能となる場合の要件、再エネ小売電気の調達及び再エネ証書の調達の要件等について定める。

(6) 提出書類

建築物環境計画書に記載する基準への適合のための措置の内容を示すものを、**再生可能エネルギー調達計画書（別記様式）**とする。

別記様式
(一部)

別記様式

再生可能エネルギー調達計画書

建築主の氏名及び住所
(個人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在する事業所の所在地)

建築物の名称

建築物の用途 非住宅 住宅

1 再生可能エネルギー設備設置基準容量

	設置容量等	基準の適合
(1) 当該建築物における設置基準容量 (定格出力) ※圧縮して設置する措置を適用する場合の基準容量	kW	kW
(2) 年間太陽光発電相当量 (1) × 1,000kWh/年・kW	kWh	kWh

2 設置又は調達する再生可能エネルギーの詳細

(1) 特定建築物及びその敷地に設置する再生可能エネルギー設備

・エネルギーの種類：電気

設備の種類	設備設置容量 (定格出力) kW	年間推定発電量 kWh	自家消費率 %	再エネ年間予定利用量 kWh
	kW	kWh	%	kWh
小計		kWh		A kWh

・エネルギーの種類：熱

設備の種類	設備設置容量 (定格出力) kW	年間推定熱利用量 kWh
	kW	kWh
小計		kWh

(2) 特定建築物及びその敷地以外に設置する再生可能エネルギー設備

設備の種類	供給方式	設備設置容量 (定格出力) kW	特定建築物における電気使用量 kWh
		kW	kWh
小計		kW B	kWh

(3) 再エネ小売電気の調達

電力メニュー名	年間調達予定量 kWh	再エネ割合 % C	再エネ年間予定利用量 kWh	定格出力に相当する量 kWh
	kWh	%	kWh	kWh
小計	D kWh		kWh	kWh

(4) 再エネ証書の調達

再エネ証書の種類	年間調達予定量 kWh	定格出力に相当する量 kW
	kWh	kW
小計	D kWh	kW

年間利用量及び年間調達量の合計 (A+B+C+D) kWh

建物推計電気使用量 (E) kWh

3 建物で使用する電気の再エネ比率の算出
再エネ比率 (A+B+C+D) / E × 100 %

4 小売電気事業者から再エネ電力の供給を受ける場合及び環境価値 (証書) を調達する場合において、20年以上継続的に当該措置を実施する計画の有無
 あり なし

備考 1 算出根拠書類として当該特定建築物の平面図等必要な書類を添付すること。
2 工事完了届提出までに変更又は都の指導により修正がある場合は、修正し、再度提出すること。

(1) 用語

駐車区画、専用駐車区画、共用駐車区画等、電気自動車充電設備整備基準に関する用語を定義する。

(2) 駐車区画から除外するもの

機械式立体駐車場、荷さばき用駐車区画等、整備対象から除外する駐車区画を定める。

(3) 充電設備及び配管等の整備

整備区画の決定、整備する充電設備の種別、充電方式等の決定等について定める。

(4) 充電設備整備計画書

電気自動車充電設備設置基準への適合の内容を示すものは、電気自動車充電設備整備計画書（別記様式）とする。

別記様式 (一部)

別記様式

電気自動車充電設備整備計画書①

建築主の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

建築物の名称

建築物の用途 非住宅 住宅

1 特定建築物に整備する駐車場

(1) 整備対象区画数

駐車区画 a		区画
駐車区画から除くもの	告示第3 1	区画
	告示第3 2	区画

2 整備する区画の詳細

(1) 用途別区画数

駐車区画	a	区画
専用駐車区画		区画
共用駐車区画		区画

(2) 整備基準及び整備予定の区画数

ア 充電設備

	整備基準	上限値	上限値適用後の整備基準	整備予定区画数	基準の適合
専用駐車区画	区画	10 区画	区画	b 区画	区画
共用駐車区画	区画			c 区画	区画

イ 配管等整備

	整備基準	上限値	上限値適用後の整備基準	整備予定区画数	基準の適合
専用駐車区画	区画	25 区画	区画	d 区画	区画
共用駐車区画	区画	10 区画	区画	e 区画	区画

基準の適合 (総合判定)

--	--

備考 1 計画時に用途が確定していない場合には、用途及び区画数を仮設定し、算出すること。この場合において、完了時に変更がある場合には、変更を反映し、理由とともに提出すること。
2 整備する区画及び区画番号が分かる資料（平面図、配線図等）を添付すること。
3 工事完了までに充電設備が設置できない場合については、都とあらかじめ協議すること。


○再エネ設備設置基準

再エネ設備設置基準の取り組み方を解説したガイドラインの作成・公表を予定

○電気自動車充電設備整備基準

充電設備整備基準の取り組み方を解説したガイドラインの作成・公表を予定

○マンション環境性能表示・環境性能評価書を年度内に改正予定

 令和5年度末（2月末頃）に説明会を開催予定

<令和5年度のスケジュール>


第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
5/2 環境配慮指針告示		10/6 ○再エネ設備設置 基準関係告示 ○充電設備整備 基準関係告示	○再エネ関係 ガイドライン ○充電設備関係 ガイドライン ○マンションラベル・ 環境性能評価書改正
			○説明会

■ 令和6年4月改正制度について

- 非住宅用途の省エネルギー性能基準の強化
- 非住宅用途3段階評価基準の強化

【参考】建築物省エネ法 大規模非住宅建築物の省エネ基準の見直し概要

住宅・建築物の省エネルギー対策に係る最近の動向について

令和6年4月1日施行予定  国土交通省

⑤大規模非住宅建築物の省エネ基準の見直し

- 2030年度以降新築される建築物にZEH・ZEB水準の省エネ性能を確保するとの目標を踏まえ、適合義務化が先行している大規模非住宅建築物の省エネ基準について、**2024年度以降、各用途の適合状況を踏まえ、用途に応じてBEI=0.75~0.85に引き上げる**^{※1}。

【2024/3/31まで】

	用途・規模	一次エネ (BEI) の水準
省エネ基準	—	1.0 ^{※1}
	事務所等、学校等、工場等	0.6 ^{※3}
誘導基準 ^{※4}	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	0.7 ^{※3}

【2024/4/1以降】

	用途・規模	一次エネ (BEI) の水準	
省エネ基準	大規模 (2,000㎡以上)	工場等	0.75 ^{※2}
		事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等	0.8 ^{※2}
		病院等、飲食店等、集会所等	0.85 ^{※2}
	中・小規模 (2,000㎡未満)	1.0 ^{※2}	
誘導基準 ^{※4}	事務所等、学校等、工場等	0.6 ^{※3}	
	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	0.7 ^{※3}	

※1 増改築時の取り扱いは、現行の基準に準ずる。
 ※3 コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※2 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。
 ※4 一次エネ (BEI) の水準の他、外皮 (BPI: PAL) の達成) の水準あり。

5

3段階評価基準の強化 《住宅以外(令和6年4月施行)》

●省エネルギー性能基準の強化を踏まえ、3段階評価の水準を引き上げる。

- ・2030年に向けて段階的に強化する省エネ性能基準を、段階2、段階3の水準に設定。
- ・これまでの「PAL*低減率」を「BPI」に、「ERR」を「BEI」へそれぞれ変更。

【現行評価基準】

		省エネ性能基準	段階1	段階2	段階3
断熱性能 PAL*低減率 (BPI)		0%以上 (1.0以下)	0%以上10%未満 (0.9を超え1.0以下)	10%以上20%未満 (0.8を超え0.9以下)	20%以上 (0.8以下)
省エネ性能 ERR (BEI)	事務所等・学校等・工場等	0%以上 (1.0以下)	0%以上20%未満 (0.8を超え1.0以下)	20%以上30%未満 (0.7を超え0.8以下)	30%以上 (0.7以下)
	ホテル等・病院等・百貨店等・ 飲食店等・集会所等			0.75を超え0.8以下 (20%以上25%未満)	25%以上 (0.75以下)

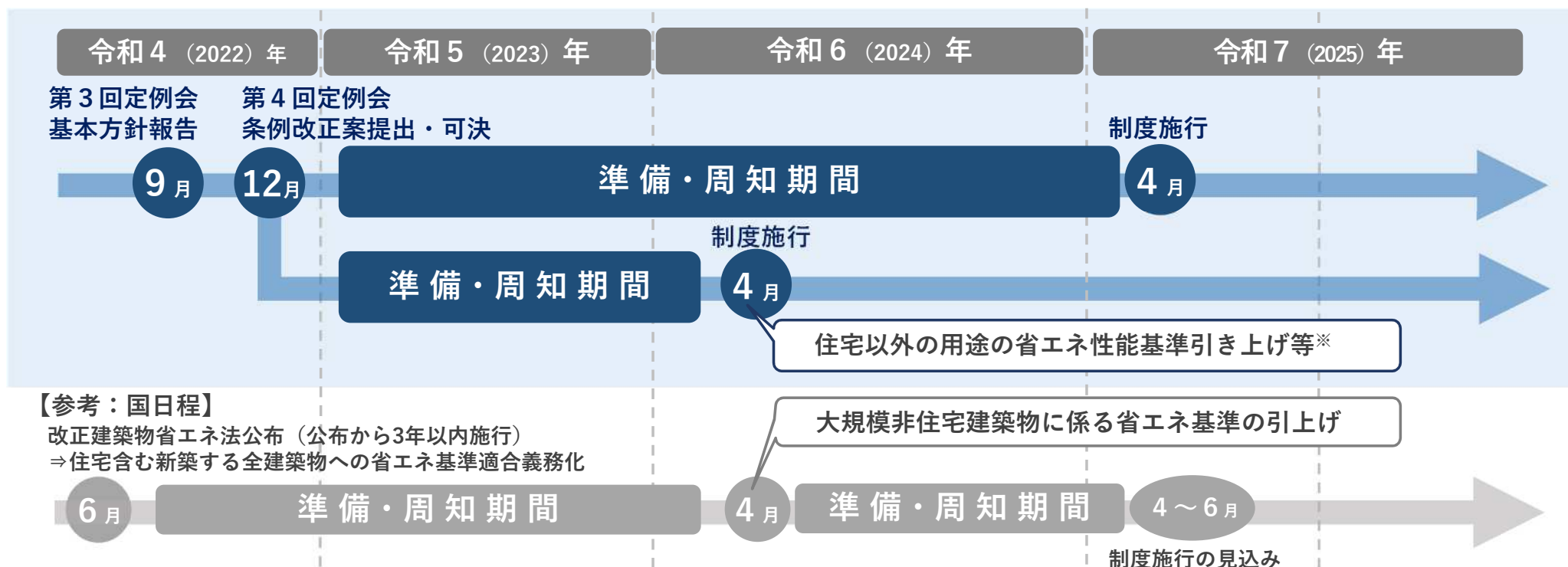
【改正評価基準】

		省エネ性能基準	段階1	段階2 次期性能基準 (見込み)	段階3 2030年性能基準 (見込み)
断熱性能 BPI		1.0以下	0.9を超え 1.0以下	0.8を超え 0.9以下	0.8以下
省エネ性能 BEI	工場等	0.75以下	0.65を超え 0.75以下	0.6を超え 0.65以下	0.6以下
	事務所等・学校等	0.8以下	0.7を超え 0.8以下	0.6を超え 0.7以下	0.6以下
	ホテル等・百貨店等	0.8以下	0.75を超え 0.8以下	0.7を超え 0.75以下	0.7以下
	病院等・飲食店等・集会所等	0.85以下	0.75を超え 0.85以下	0.7を超え 0.75以下	0.7以下

※BEI算定における再エネ（創エネ）効果について

国の適合義務基準では、BEIは当該建物等に設置し自家消費する再エネ（創エネ）効果を含む値であること、また、本制度において建物への再エネ設置を義務化していくことを踏まえ、今回改正の3段階評価についても再エネ（創エネ）効果を含む値で評価する。

- 改正後の制度は、2年度ほどの準備・周知期間を設け、令和7年度から施行する。
(令和7年度以降に建築物環境計画書を提出する案件から、改正後の基準等を適用)



※ 国の適合義務基準の改正施行（令和6年度）に伴い、住宅以外の用途の省エネルギー性能基準の引き上げ、建築物の熱負荷の低減（BPI）及び省エネルギーシステム（BEI）に関する環境配慮の取組の3段階評価の基準強化については、令和6年度から先行して施行する。

■環境確保条例・同施行規則

■建築物環境配慮指針

■告示

・ URL :

https://www7.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/building/documents_2025.html

・ QRコード :



東京都環境局

建築物環境計画書制度

▶ TOP

▶ 制度の概要

・2024年度以降の改正制度
・2020年度からの制度
・2019年度までの制度

▶ 様式類ダウンロード

▶ 計画書の公表

▶ お知らせ一覧

▶ 制度改正に係る技術検討会

■ 条例・規則等の改正

○ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・規則

	2024年4月1日以降提出 (2024年度基準)	2025年4月1日以降提出 (2025年度基準)
本文(関係部分抜粋)	PDF	PDF
新旧対照表	PDF	PDF

○ 建築物環境配慮指針

改正概要はこちら(PDFをご覧ください)

	2024年4月1日以降提出 (2024年度基準)	2025年4月1日以降提出 (2025年度基準)
本文	PDF	PDF
新旧対照表	PDF	-
別表第1	PDF	PDF
新旧対照表	PDF	-
別表第2	PDF	PDF
別表第3	-	PDF
別表第4	-	PDF
別記第1号様式	PDF	PDF
別記第2号様式	PDF	PDF
別記第3号様式	PDF	-
別記第4号様式	-	-

※ 令和6年4月1日以降に建築物環境計画書をご提出する際に使用する「2024年度様式」は準備中です。